

知っておきたい喧害者福祉制度

~知的障害者福祉手帳(療育手帳)について~

知的障害のある方が様々な制度を利用する際に 必要となる手帳です。本人か保護者が希望すれば 申請できます。知的障害がある方は、判定機関(福 祉総合相談所)で判定します。障害の程度によっ てA(重度)とB(中・軽度)に分けられます。

~精神保健福祉手帳について~

精神障害のため、長期(6ヶ月以上)にわたり 日常生活または社会生活への制約がある方に、社 会参加・社会復帰・自立を促進するため知事から 交付されます。

知的障害者福祉手帳(療育手帳)の 交付を受けるためには

申請手続きの窓口は、市役所健康福祉課または各 支所市民係です。

- 1. 必要なもの
 - 手帳交付申請書(窓口にあります)、写真1枚(た て4センチ×よこ3センチ)、印鑑
 - ※判定日と時間については、後日、連絡があり
- 2. 判定日に判定機関へ本人と保護者で行きます ※本人の障害程度(寝たきり等)により出張判 定が行われることもあります。
 - ※手帳交付決定の通知があります。
- 3. 窓口で手帳を受け取ります。

精神保健福祉手帳の交付を受けるためには

申請手続きの窓口は、市役所健康福祉課または、 各支所市民係です。

(新規申請)

- ○必要なもの(手続きの方法は2通りあります)
 - 1. 申請書、診断書(精神障害者保健福祉手帳用)、 写真1枚(たて4センチ×よこ3センチ)、印鑑
 - 2. 申請書、障害年金証書(精神障害を事由とす る)、直近の年金振込通知書(写し)、同意書、 写真1枚、印鑑
- ○新規申請は初診より6ヶ月以上経過していること。

(更新)手帳の有効期限は2年です。有効期限の3 ヶ月前より更新申請ができます。

~身体障害者手帳、療育手帳所持者の皆さまへ~ 公共料金の減免、税金の控除・減免の制度をご利用ください!

(公共料金の減免)

NHK受信料のみ市役所健康福祉課(福祉事務所) または、各支所市民係、その他はそれぞれ料金を 納めているところにお問合せください。

(市県民税・軽自動車税)

- ・市役所税務課または各支所税務担当係 (所得税)
 - ·阿蘇税務署 (TEL 22-0551)

■申請先・問い合わせ先 健康福祉課総合福祉係 TEL 22-3167 波野支所市民係

(自動車税、自動車取得税(普通車以上))

·阿蘇地域振興局税務課(TEL 22-1112)

(高速道路通行料 割引)

- ·福祉事務所(市役所健康福祉課)
- · 各支所市民係

内牧支所市民係 TEL 32-1111 TEL 24-2001

~消費者生活相談室を毎日(平日のみ) 開設しています~

多重債務問題は必ず解決できます!

訪問販売、電話勧誘販売、サラ金・クレジットの 多重債務問題などの消費生活に関するトラブルをお 受けします。

※ご相談の際は、事前にお電話ください。



阿蘇市消費生活相談室 TFI 22 - 3364